

(敬称略、五十音順)

米 沢 市 総 合 計 画 審 議 会 委 員 名 簿

平成26年6月5日現在

役 職 名 等		氏 名
1	会社役員（公募委員）	安 部 美和子
2	米沢市社会教育委員・米沢市公民館運営審議会委員	泉 多恵子
3	米沢観光物産協会理事	遠 藤 秀 平
4	米沢栄養大学健康栄養学部長	大和田 浩 子
5	米沢市参与・山形大学名誉教授	◎ 尾 形 健 明
6	松ヶ岬保育園副園長	奥 村 あい子
7	山形大学教授	小 野 浩 幸
8	米沢電機工業会理事	小野寺 忠 司
9	人材育成アカデミーローズレーン代表	黒 田 三 佳
10	J A山形おきたま米沢地区青年部委員長	佐 藤 大 喜
11	米沢市スポーツ推進委員	佐 藤 晃 代
12	米沢商工会議所専務理事	○ 柴 田 正 孝
13	元中学校長	島 津 眞 一
14	米沢青年会議所理事長	白 井 裕 久
15	特定非営利活動法人 With優 代表	白 石 祥 和
16	米沢市コミュニティセンター館長会会長	鈴 木 清 治
17	米沢市社会福祉協議会地域福祉課長	清 野 雅 好
18	米沢市芸術文化協会常任理事	中 嶋 朱 実
19	米沢市商店街連盟理事	林 宗太郎
20	社会保険労務士・行政書士	我 妻 仁

◎会長

○会長代理

米沢市総合計画審議会米沢市(事務局)名簿

No.	職	氏名
1	市長	安 部 三十郎
2	副市長	小 林 正 夫
3	総務部長	須 佐 達 朗
4	企画調整部長	山 口 昇 一
5	市民環境部長	赤 木 義 信
6	健康福祉部長	菅 野 智 幸
7	産業部長	茅 田 美佐雄
8	建設部長	細 谷 圭 一
9	会計管理者	神 田 仁
10	水道部長	加 藤 吉 宏
11	市立病院事務局長	加 藤 智 幸
12	教育管理部長	船 山 弘 行
13	教育指導部長	土 屋 宏
14	議会事務局長	近 野 長 美
15	選挙管理委員会事務局長	生 田 英 紀
16	監査委員事務局長	宇津江 俊 夫
17	農業委員会事務局長	高 橋 寿 一

(事務局)

No.	職	氏名
1	総合政策課長	我 妻 秀 彰
2	総合政策課長補佐	吉 田 晋 平
3	総合政策課総合計画策定室長	高 橋 利 明
4	総合政策課企画調整主査	伊 藤 昌 明
5	総合政策課主任	佐 藤 充
6	総合政策課主任	鈴 木 由 人

米沢市総合計画審議会条例

昭和40年6月30日

条例第22号

(設置)

第1条 市長の附属機関として、米沢市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行うものとする。

- (1) 本市の総合計画の策定又は変更に関する事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 公共的団体等の役員及び職員
- (3) その他市長が適当と認める者

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会に専門の事項を調査審議させるため、専門部会を設けることができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選とする。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

- 5 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
(名誉会長、顧問及び参与)

第7条 審議会に名誉会長、顧問及び参与をおくことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び参与は、審議会の推薦により市長が委嘱する。
3 名誉会長、顧問及び参与は、審議会に出席し、意見を述べることができる。
4 参与は、会長から委嘱された事項につき調査研究し、その経過及び結果を報告するものとする。

(審議会の議事及び運営)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の議事及び運営に関して必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和40年6月1日から適用する。
2 米沢市建設審議会条例(昭和31年条例第53号)は、廃止する。

(一部改正附則 途中省略)

附 則(平成19年3月30日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

会議等の公開について（案）

1 会議の公開について

- ・ 本市における他の審議会、検討委員会等については、特段の事情がない限り公開していることから、本審議会についても、これに準じ、原則として公開するものとします。
- ・ ただし、会議の一部または全部をと非公開とする必要があると考えられる事案が出た場合は、改めて協議を行うものとします。
- ・ 会議を非公開とする場合は、その理由を公表するものとします。

2 会議録及び配布資料の公開について

- ・ 会議録は要点筆記とし、会長については会長と表記し、その他の委員については、委員と表記します。
- ・ 会議録及び配布資料（以下「会議録等」という。）は、審議会事務局での閲覧、米沢市ホームページへの掲載等の方法により原則公開するものとします。
- ・ ただし、会議録等の一部または全部を非公開とする必要があると考えられる事案が出た場合は、改めて協議を行うものとします。
- ・ 会議録等を非公開とする場合は、その理由を公表するものとします。

参考 非公開とすることについて協議を行う場合の目安

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">・ 特定個人の権利利益を害するおそれがある場合・ 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合・ 公開しないとの条件で任意に提供された資料等がある場合 等 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

新総合計画策定基本方針

1 計画策定の趣旨

米沢市は、平成18年度から平成27年度を計画期間とする「米沢市まちづくり総合計画」に基づき、基本構想に掲げた市の将来像「豊かさとやすらぎ 共に創りあげる と きめきの米沢」の実現に向けてまちづくりを進めています。

昨今の本市を取り巻く情勢は、人口減少や少子高齢化が急速に進展する中で市民の価値観も多様化してきており、行政運営においても、社会構造の変化を見据え、総合的かつ計画的にまちづくりを進めることが求められています。

このような中、市民と行政が目指すべきまちの将来像を共有し、さらなる市勢発展に結びつけていくために、平成28年度を初年度とする新たな総合計画（以下「新総合計画」という。）を策定するものです。

2 計画策定に当たっての基本的な考え方

(1) 政策重点型の計画

本市の目指すべき将来像の達成に向けたまちづくりの道筋を構築し、施策の優先性・実効性を市民にわかりやすく示す計画を目指します。

(2) 成果志向型の計画

施策の達成度を測ることができる成果指標を設定することにより、計画期間途中においても点検・評価・改善を円滑に行うことを可能にする計画を目指します。

(3) 協働実践型の計画

計画策定プロセスに市民、職員等の幅広い参画を位置付け、施策推進への多角的な視点と具体的な実践アイデアが盛り込まれた計画を目指します。

3 計画の構成・計画期間

新総合計画は「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成します。

(1) 基本構想

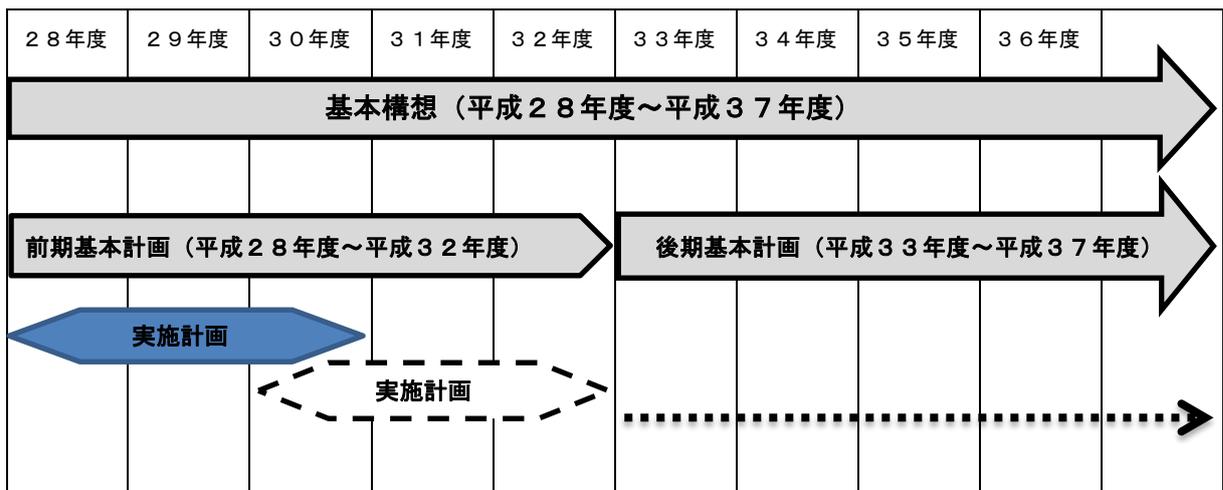
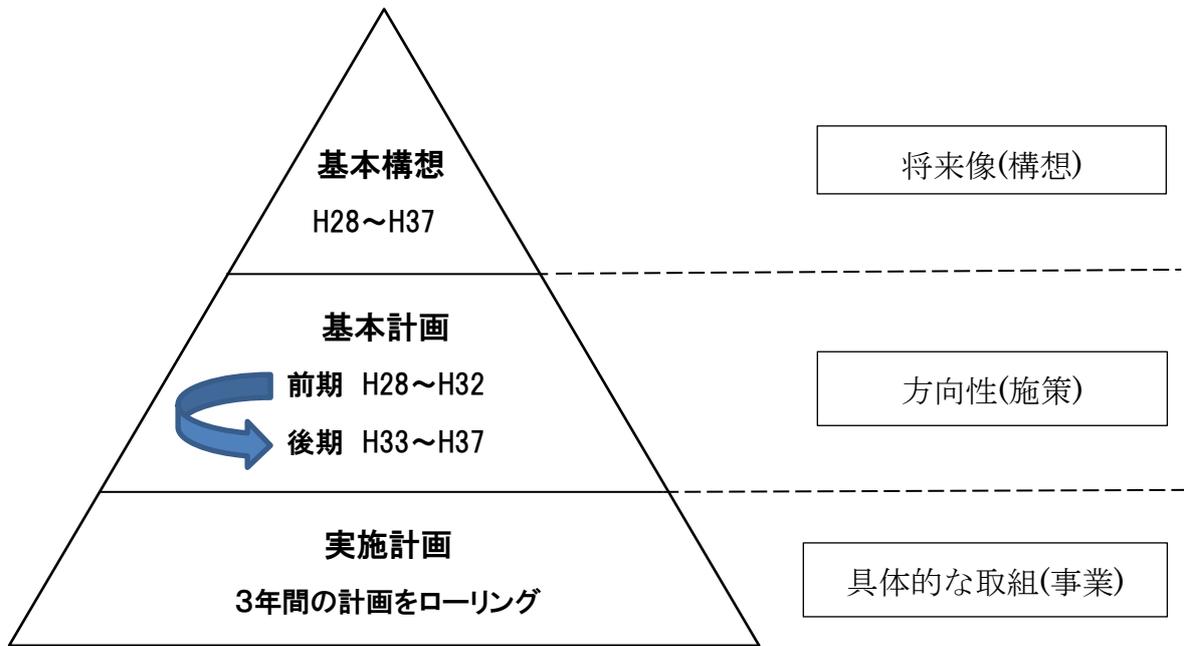
- ① 目指すべき将来像及びこれを達成するための基本方針を示します。
- ② 計画期間は、10年間（平成28年度～平成37年度）とします。

(2) 基本計画

- ① 基本構想に基づき、分野別重点施策とその成果指標を示します。

- ② 計画期間は、前期と後期に区分し、各5年の計画期間とします。
- (3) 実施計画
 - ① 基本計画及び財政見通しに基づき実施する分野別事業を示します。
 - ② 計画期間は1期3年間の計画とし、ローリング方式により見直しを行います。

《新総合計画の構成のイメージ図》



4 策定体制

(1) 米沢市総合計画審議会

市長からの諮問を受け、新総合計画策定に関する調査、審議を行い、審議結果を市長に答申します。委員は公募を含めて20名以内とします。

(2) (仮称) よねざわまちづくりフォーラム

市民が気軽な雰囲気の中、まちづくりに対する幅広い意見を出し合い、それらの意見を市及び審議会に対する提言として取りまとめる場として(仮称) よねざわまちづくりフォーラムを開催します。

(3) その他の市民意見等の集約体制

① 市民・中高生アンケートの実施

より多くの市民の方の意見を新総合計画に反映させるため、無作為抽出した18歳以上の市民4,000人及び中高生約1,300人に対してアンケートを実施します。

② 関係団体、有識者等に対するインタビュー

専門的な視点からのまちづくりに対する意見を新総合計画に反映させるため、関係団体、有識者等へのインタビューを実施します。

③ パブリックコメントの実施

新総合計画に対して広く市民から意見を求め、それらの意見を反映させるようにするため、パブリックコメントを実施します。

④ 広報誌・HP等の活用

広報誌、HP等に、新総合計画策定の進捗状況等の情報を適宜掲載していきます。

(4) 庁内体制

① 総合計画策定会議

新総合計画策定に係る基本方針を決定するとともに、新総合計画の根幹となる事項及び各部門間の調整を図ります。

② 総合計画作成プロジェクトチーム

係長級職員で組織し、(仮称) よねざわまちづくりフォーラムの運営支援、基本構想(案)・基本計画(案)の検討等を行います。

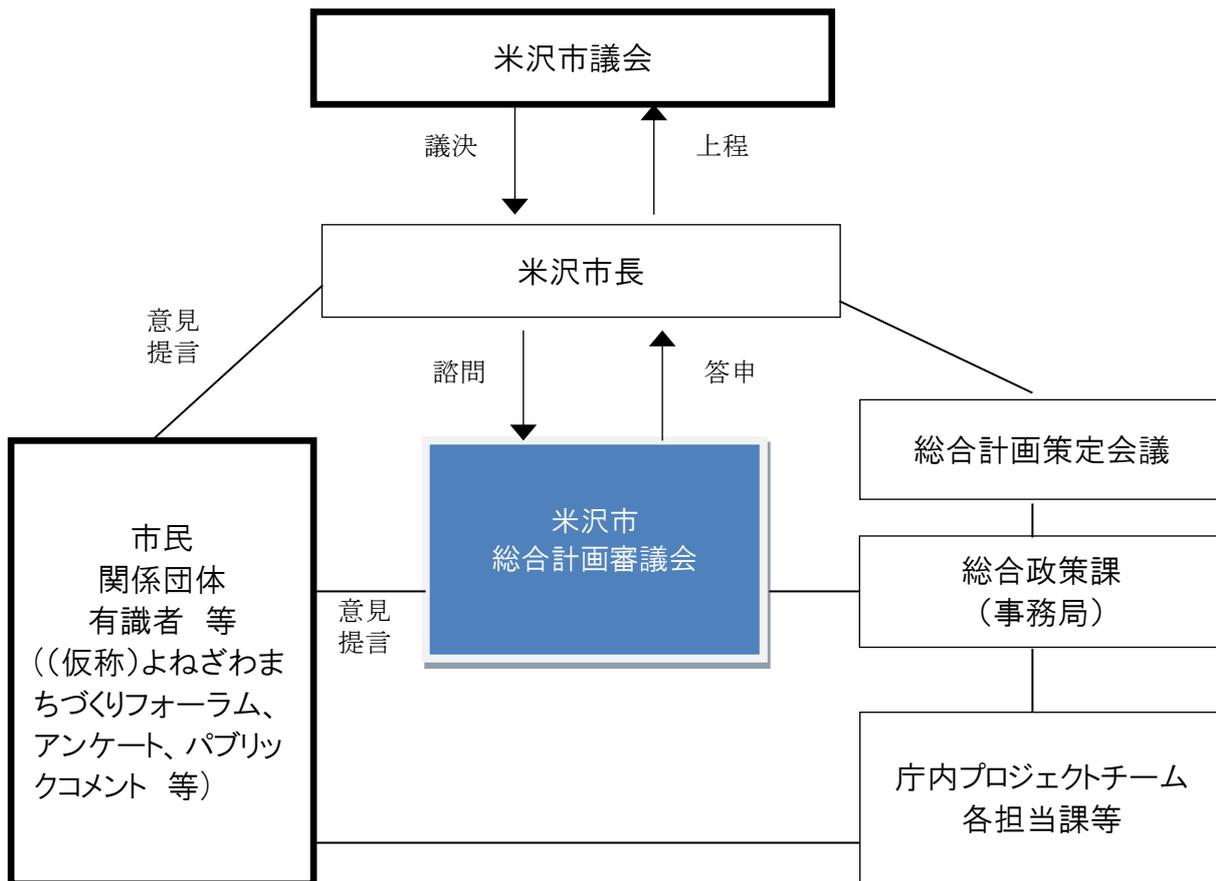
③ 各担当課等

それぞれの所管する部門の施策、事業を検討するとともに、関係する団体等との連携を図ります。

④ 職員（係長級）アンケートの実施

今後のまちづくりに関する先進的な施策や重点事業等に対する意見を求めるため、実務の中心となる係長級の職員を対象としたアンケートを実施します。

《新総合計画策定体制》



5 策定スケジュール

平成 26 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
審議会			諮問	←————→							中間意見	←→	
(仮称)よねざわまちづくりフォーラム				←————→									
市民・中高生アンケート 職員アンケート			←————→										
有識者インタビュー 団体インタビュー				←————→									
庁内策定会議		←————→											
基本構想(案)の検討										←————→			
基本計画(案)の検討										←————→			
議会		←-----→											
						随時報告							

平成 27 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
審議会	←————→			答申								
パブリックコメント		←→										
庁内策定会議	←————→											
議会	←-----→						上程					
		随時報告										

※市民への広報、関係者との協議及び意見交換は、適宜行います。

米沢市総合計画審議会開催予定表

平成26年度

回数	開催時期	会議次第(予定)
第1回	6月5日14時～ 伝国の杜大会議室	1 委嘱状交付 2 市長挨拶 3 会長、会長代理の選任 4 諮問 5 策定方針の説明 6 アンケート内容(調査票)の報告
第2回	7月下旬	1 各種データ(人口、財政等)の説明 2 現行計画の点検・評価結果の報告 3 (仮称)よねざわまちづくりフォーラムの説明 4 有識者インタビューの説明 5 まちづくりの視点についての協議(10年後を見据えて)
第3回		1 アンケート結果について 2 まちづくりの視点についての協議(10年後を見据えて)
第4回		1 (仮称)よねざわまちづくりフォーラム提言の報告 2 有識者インタビューの報告 3 中間意見書の検討(意見書の骨子検討を含む。)
第5回	27年 1月中旬	1 中間意見書の検討(最終) 2 中間意見書提出
	1月～3月	(意見書を受けて市が基本構想(案)・基本計画(案)を策定)

平成27年度

回数	開催時期	会議次第(予定)
第6回		基本構想(案)・基本計画(案)の検討
第7回		基本構想(案)・基本計画(案)の検討
	6月	(基本構想(案)・基本計画(案)パブリックコメント実施)
第8回	7月中旬	1 パブリックコメントの結果について 2 計画答申案、答申文の検討 3 計画答申案決定 ～ 答申

市民・中高生アンケートの実施について

1 実施概要

(1) 目的

次の10年を見据えた新総合計画の策定に当たり、各年代層の市民からできる限り幅広く意見を聴き、それらの意見を新総合計画に反映させるとともに、まちづくりに対する意識啓発を促すことを目的とします。

(2) 対象者

① 市民アンケート

18歳以上の市内在住者（約71,000人）から4,000人を抽出*

② 高校生世代アンケート

高校に在学している年代の市内在住者（約2,500人）から500人を抽出*

③ 中学生アンケート

市内の中学3年生全員を対象（約800人）

※ アンケートに係る対象者については本年6月1日現在の住民基本台帳から年齢、性別を考慮して無作為抽出します。ただし、同じ世帯からは、市民アンケート、高校生アンケート何れか1人の抽出とします。

(3) 実施時期（予定）

平成26年6月20日（金）までに発送 回答期限7月11日（金）
（回答期間約3週間）

(4) 実施方法

郵送配付・郵送回収（中学生については学校での配布・回収を予定）

(5) 回答率向上の工夫

- ① 市報、市HPでの告知と協力のお願いを掲載
- ② 回答期限前に再度調査に協力願う文書を郵送

2 市民アンケートの主な内容

項目	設問	設問のねらい
(1) 回答者属性	<ul style="list-style-type: none"> • 性別 • 年齢 • 居住地区 • 世帯状況 • 就労形態 • 婚姻、家計状況 	<ul style="list-style-type: none"> • 回答者の基本情報を得る。 • クロス集計項目に活用する。
(2) 市政に対する市民満足度	<ul style="list-style-type: none"> • 都市整備、生活環境の満足度 • 教育、文化 • 産業振興 • 保健、医療、福祉 • 市民協働、行財政運営 	<ul style="list-style-type: none"> • 現行計画の評価に活用する。 • 新総合計画の指標の設定に活用する。
(3) 協働に関する市民意識	<ul style="list-style-type: none"> • 社会活動（地域、団体、ボランティア等）への参加の現状 • 社会貢献活動への意欲 	<ul style="list-style-type: none"> • 市民の役割の設定に活用する。 • 協働に関する新総合計画の指標の設定に活用する。
(4) 将来像	<ul style="list-style-type: none"> • 市民が期待する市の将来像 • 将来に活用すべき米沢の魅力、地域資源 	<ul style="list-style-type: none"> • 将来構想の検討に活用する。 • 各分野の指針検討に活用する。
(5) 施策に関する市民ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> • 分野毎の施策に対する優先度、重要度 	<ul style="list-style-type: none"> • 施策の優先度、重要度の設定に活用する。
(6) 定住促進対策	<ul style="list-style-type: none"> • 定住促進対策における各事業の優先度、重要度 • 市内居住又は市外移住の意向 • 上記の理由 	<ul style="list-style-type: none"> • 市民ニーズを把握し、定住促進対策事業の検討に活用する。
(7) 自由意見	<ul style="list-style-type: none"> • まちづくりに対する意見、提案 • 上記以外の自由意見 	<ul style="list-style-type: none"> • 事業検討のヒントを得る。 • 個別事業の改善に役立つ情報を得る(実施計画に活用)。

3 中学生・高校生世代アンケートの主な内容

項目	設問	設問のねらい
(1) 回答者属性	<ul style="list-style-type: none"> 性別 居住地区 	<ul style="list-style-type: none"> 回答者の基本情報を得る。 クロス集計項目に活用する。
(2) 将来像	<ul style="list-style-type: none"> 市民が期待する市の将来像 将来に活用すべき米沢の魅力、地域資源 	<ul style="list-style-type: none"> 将来構想の検討に活用する。 各分野の指針検討に活用する。
(3) 定住促進対策	<ul style="list-style-type: none"> 結婚適齢期になった時に期待する支援 転入者を増加させるための事業の優先度、重要度 市内居住又は市外移住の意向 上記の理由 	<ul style="list-style-type: none"> 中高生世代の将来のニーズを把握し、定住促進対策事業の検討に活用する。
(4) 自由意見	<ul style="list-style-type: none"> あなたが進めたいまちづくり、こうあってほしいと思うこと 上記以外の自由意見 	<ul style="list-style-type: none"> 事業検討のヒントを得る。 個別事業の改善に役立つ情報を得る(実施計画に活用)。